

都城の生活を支える

「地下水」

都城盆地の貴重な水資源である地下水を守るための保全活動や河川水質改善などの本市の取り組みを紹介します。

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

都城盆地の貴重な地下水

都城盆地の地下水は、水道水源や工業・農業用水などに利用されるなど、地域の貴重な循環資源となっています。

しかし、一部の井戸で高濃度の硝酸態窒素が検出されたり、地下水の水位が低下したりするなど、地下水環境の悪化が懸念されています。

※硝酸態窒素とは、人の健康に影響を及ぼす可能性があり、煮沸しても取り除けません

地下水を守る市の取り組み

良好な地下水環境を守るため、市と近隣自治体が「都城盆地地下水保

全対策連絡協議会」を設立。都城盆地の地下水の質的および量的な調査・研究を宮崎大学と共同で進めています。

また、県や関係自治体が「都城盆地硝酸態窒素削減対策基本計画」を策定するとともに、「都城盆地硝酸態窒素削減対策協議会」を設立。公共下水道などの普及・促進と併せて地下水環境保全に向けた次の対策に取り組んでいます。

●**施肥対策** 環境保全型の農業や適正施肥の推進、化学肥料低減技術の導入など

●**家畜排せつ物対策** 野積みや素掘りなど、不適切処理に対する指導

●**生活排水対策** くみ取り槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽

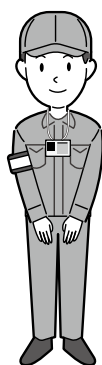
への転換を促進

全国から注目されています

「都城盆地地下水保全対策連絡協議会」および「都城盆地硝酸態窒素削減対策協議会」によるこれまでの調査結果は、環境省の硝酸態窒素対策モデル事業や、国土交通省の「地下水の見える化事業」の基礎資料としても活用されるなど、広く注目されています。

新たな取り組み

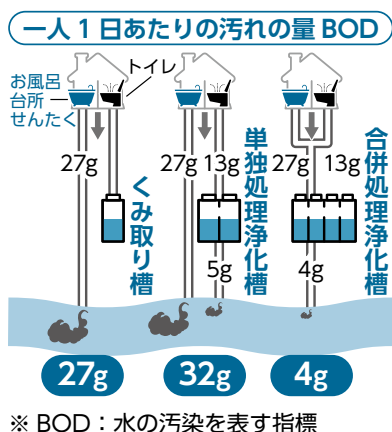
令和2年度より、くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、設置推進員を配置。チラシの配布や、市民の皆さんの自宅を訪問して普及啓発を行っています。



一人一人ができる取り組み

くみ取り槽や単独処理浄化槽は、台所や風呂場から出る生活排水を未処理のまま放流するため、河川の水質が悪化し、私たちの生活環境に影響を及ぼします。そのため、市で

は、合併処理浄化槽の設置を推進しています。



くみ取り槽や単独処理浄化槽は、トイレ以外の排水が処理されないまま側溝や川に流れていき、工場などの排水よりも川を汚す原因となっています。

合併処理浄化槽は、家庭から出る排水の汚れを約10分の1に減らすことができ、単独処理浄化槽の排水に比べて汚れを約8分の1に減らすことができます。

これまでの取り組みの成果により、都城盆地の硝酸態窒素濃度の環境基準超過割合は、減少傾向にあります。しかし、全国的环境基準超過割合に比べ、まだ高い水準であることから、今後も引き続き対策に取り組む必要があります。

合併処理浄化槽の補助制度

くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合、設置に関わる費用の一部を助成します。詳しくは、環境政策課まで問い合わせください。

●補助対象

- 5～10人槽の合併処理浄化槽を設置し、次を満たすもの
- 公共下水道や農業集落排水処理区域以外の住宅
- 個人住宅、または店舗併用住宅（延べ床面積の2分の1以上が住居に使用される建物）

※建て売り住宅や別荘、共同住宅、寄宿舎および賃貸住宅は対象外

●補助要件

- 市税を滞納していないこと
- 県が実施している浄化槽設置者講習会を受講していること
- 工事業者が宮崎県浄化槽工事業の登録業者である

※予算額に達し次第締め切り。建て替えの場合は、補助対象となるか必ず事前に相談ください

強引な営業に注意！

くみ取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、強制ではありません。
強引な営業活動が報告されています。注意してください。

【補助内容の拡充】

令和2年度より従来補助額に上乗せで、宅内配管工事費と既設のくみ取りや単独処理浄化槽の撤去費を補助します。

●補助金額

①転換補助（従来補助）

- くみ取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換の場合
- 5人槽：33万2千円
 - 7人槽：41万4千円
 - 10人槽：54万8千円

②既設槽の撤去費補助（上乗せ）

- くみ取りや単独処理浄化槽の撤去工事に掛かる費用に対して補助
- 5～10人槽 9万円（上限）
 - ③宅内配管工事費補助（上乗せ）

③宅内配管工事費用に対して補助

- 5～10人槽 10万円（上限）

●補助内容の変更・見直し

住宅を取り壊して新たに住宅を建設することに伴い、既存のくみ取り槽や単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する建替え補助は廃止となりました。

【合併処理浄化槽の維持管理】

合併処理浄化槽の機能を守るために、保守点検や清掃、法定検査を指定された機関に依頼し、必ず実施してください。

河川環境を改善する「下水道」

生活排水を未処理のまま放流すると、河川の水質を悪化させます。下水道に接続して、河川環境を守りましょう。

●問い合わせ 上下水道局下水道課 ☎23-5921

現在、本市の6つの公共下水道処理区は、2、235・2の整備が完了し、71、327人分の下水道処理が可能。そのうち下水道に接続している割合（Ⅱ水洗化率）は82・56％となっています。

下水道の役割

●河川の水質を改善

家庭のトイレや台所、風呂場、洗面所などから出る生活排水や工場排水を、下水処理場で浄化し、河川の水質を改善します。

●悪臭や害虫の発生を抑制

生活排水や工場排水が道路の側溝などを流れずに処理できるので、ハエや蚊などの害虫や、悪臭の発生が抑えられ、衛生的です。

下水道に接続して河川環境を改善しましょう

今回、新しく下水道の供用を開始

した区域をお知らせします。該当区域に住んでいる人は、速やかに下水道へ接続してください。また、すでに下水道供用区域に住んでいて未接続の人も、早めに接続してください。

【新しく供用を開始した区域】

郡元町、吉尾町、志比田町、南鷹尾町の各一部
【令和2年度供用開始予定区域】
郡元町、吉尾町、広原町、志比田町の各一部

接続工事は指定工事店で！

接続工事は、必ず市の指定工事店に依頼してください。指定工事店は、工事後に不具合が生じないよう、排水設備の構造などの細かな点まで市の指導を受けています。

指定工事店以外は、適切な工事をしていない場合がありますので、依頼しないでください。



受けんといかんちゃが！ 「特定健診」

～毎年受けよう 自分のために 家族のために～

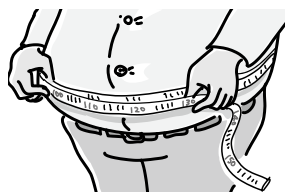
生活習慣病予防のために、40歳から74歳までの人を対象にメタボリックシンドロームに着目した健診を行います。年に1回必ず受診し、健康づくりに役立てましょう。

●問い合わせ 健康課 ☎ 23-2765

太っているのが「メタボ」とは限りません

メタボリックシンドローム（メタボ）は、内臓の周りに脂肪が付く内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、脂質異常、高血圧という危険因子が2つ以上ある状態のことです。危険因子が1つの場合、「メタボ予備軍」と言われます。

メタボになると、糖尿病をはじめとする生活習慣病になりやすく、心疾患や脳血管疾患といった血管の病気につながりやすくなります。



生活習慣病にならないために

生活習慣病は自覚症状がありません。バランスの取れた食事、適度な運動を心掛けることで、生活習慣病の発症を防ぐことができます。健診を受診して、生活習慣病の予防に役立てましょう。

健診（無料）

●対象者

【特定健康診査（特定健診）】

・40歳～74歳の都城市国民健康保険加入者

【後期高齢者健康診査】

・後期高齢者医療保険加入者

●期間

6月1日（月）～10月31日（土）

●場所 指定の医療機関

●検査項目

身体計測や血圧、尿検査、血液検査ほか

●受診方法

対象者には、5月末までに「特定健康診査受診券」または「後期高齢者健康診査受診券」を送付します。問診票に必要事項を記入し、受診券と被保険者証を医療機関の窓口に提示してください。

※昨年の健診結果を持っている人は、

●その他 受診時に提示ください

生活習慣病などで通院中の人も受診できます。かかりつけ医に相談し、受診ください。

●注意

●特別養護老人ホームなどの施設に入所している人や、6カ月以上入院している人は受診できません。また、国民健康保険の日帰り人間ドックとの重複受診はできません

●9月から10月は、医療機関が混み合い、市からの結果の発送にも時間を要します。受診者が少ない6月から8月の受診をお勧めします

●発熱や咳、倦怠感、味覚・嗅覚異常のある人は、受診を控えてください

肝心なのは、受けた後

健診結果を見て、自分の体の変化に気付くことが大切です。

「太ったのは食べすぎが原因かな」「運動を始めようかな」など健診をきっかけに生活習慣を振り返り、健康づくりに役立てましょう。

市では、保健師や管理栄養士、看護師などの専門職が、一人一人に合わせた健康づくりのお手伝いをする「保健指導」を無料で行っていますので、ぜひ、活用ください。

5月は全国消費者月間

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず相談！

都城市消費生活センターでは、暮らしの中で起る消費生活に関するさまざまなトラブルの相談を受け付けています。少しでも「おかしいな」と不安を感じたときは、気軽に相談ください。

◎問い合わせ ミュニティ文化課 ☎23-2121

消費にまつわる相談件数

令和元年度、市消費生活センターに寄せられた相談件数は500件。このうち、インターネット154件、悪質商法39件、多重債務58件となっていて、特にインターネットに関する相談が増えています。

「おかしい」と感じたら、まず相談

世の中の混乱や不安に付け込み、悪質な手口で高額な契約などを迫ってくる可能性もあります。

不審に思った

ときや少しでもおかしいと感じたら、すぐに市消費生活センターに相談ください。



新型コロナウイルス感染症につけ込んだトラブルも発生！

新型コロナウイルス感染症に関連した相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。

◎「マスクが無料」のタイトルで、ホームページのリンク先が記載されたメッセージや、メールがスマートフォンに届いた

◎業者が突然訪れ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、金の相場が上がっているの、金の購入権利を申し込むよう促された

※これらの行為は、お金を振り込ませてだまし取る「詐欺」の可能性がありま

多重債務に気を付けて！

多重債務とは、支払い能力以上に借金し、その借金返済のために複数の金融業者から借金を繰り返し、返済困難になる状態です。

多重債務に陥るきっかけは、身近なところに潜んでいます。

◎突然のリスト

ラで収入が無くなり、住宅ローンが支払えなくなった

◎ギャンブルにのめり込み、借金を繰り返した

◎知人の連帯保証人になり、その知人が行方不明に。自分が債務を抱えることになった



今年度の「消費生活セミナー」

市消費生活センターでは、市民の皆さんの消費にまつわる疑問や不安を解消するセミナーを随時、開催しています。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、変更となる場合があります

申請 市消費生活センター

☎23-7154

●詳しく解説「子どもや孫への贈与（教育資金）」

資産相続の代表的な方法、相続と生前贈与。本セミナーでは、子どもへの経済的な支援と、孫の教育資金のための資産活用について学びます。

◎日時 8月23日(日) 10時～11時30分

◎場所 祝吉地区公民館

無料相談を受け付けています

消費生活センターでは、詐欺や契約トラブルなどの相談の他、弁護士による無料法律相談を行っています。悩みごとは、早めに相談ください。

消費生活相談（無料）

【電話・面談】
◎日時 毎週月～金曜日 9時～16時
※祝日を除く

◎場所 市役所本館2階

【弁護士法律相談】

※前々日までに要予約

◎場所・予約電話・日時

市消費生活センター（市役所本館2階）

☎23-7154

5/22(金)、6/26(金)、7/22(木)、8/28(金)、9/25(金) 13時～16時

三股町福祉・消費生活相談センター（三股町役場庁舎東側）

☎52-0999

6/11(木)、8/13(木) 13時30分～16時30分